

寒川町告示第 112 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき、町道の路線を次のように認定したので、同法第 9 条の規定により告示する。

その関係図面は、寒川町都市建設部道路課において、令和 7 年 12 月 15 日から 2 週間、縦覧に供する。

路 線 番 号	路 線 名	起 終 点	重要な経由地
04046	大 曲 46 号 線	大曲三丁目 345 番 3 地先 大曲三丁目 344 番 地先	

令和 7 年 12 月 15 日

寒川町長 木 村 俊 雄